

「志津まちづくり協議会」 施行細則

(目的)

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、「志津まちづくり協議会」会則の規定に基づき、補則的条項を定める。

(組織・団体・事業者)

第2条 会則第6条に定める組織・団体・事業者は、下表の通りとする。

組織・団体・事業者			
組織	町内会長会	馬場町町内会	青地第一町内会
		山寺町町内会	青地第二町内会
		山寺新田町内会	エメラルドマンション草津青地自治会
		笠井町町内会	追分町内会
		山寺大空町内会	上尾町内会
		岡本町町内会	ロクハタウン自治会
団体	志津社会福祉協議会	草津市消防団第二分団	
	志津地区民生委員児童委員協議会	志津スポーツクラブ	
	志津地区体育振興会	楠木会志津ゴルフ同好会	
	青少年育成志津地区民会議	志津マレットゴルフ協会	
	身体障害者更生会志津分会	志津グラウンド・ゴルフ協会	
	志津学区健康推進員連絡協議会	志津食べられる村づくりプロジェクト	
	志津地区更生保護女性会	志津の歴史と文化をまなぶ会	
	志津学区少年補導委員会	i forest club	
	草津栗東交通安全協会志津支部	自主教室代表者会	
	志津地区交通安全会		
事業者			

(会費)

第3条 協議会の会費は、次の通りとする。

- (1) 協議会の会費は、各町内会・自治会の会員数（会員世帯数）に 500 円を乗じた金額とする。
- (2) 会費の納入は、協議会より納入連絡があった時点の町内会・自治会からの申告の会員数を基準として、すみやかに納入しなければならない。
- (3) その他、協議会に入会が認められた個人、事業者、区域内に勤務されている人の会費は、年 500 円とし、入会が認められた時点で納入する。以降は、協議会より会費の納入連絡があった時点ですみやかに納入しなければならない。

(代議員の構成)

第4条 会則第 14 条に規定する代議員の構成は、会則第 9 条 (3) に定める理事および、
下表に定める町内会・自治会からの推薦者とする。

世 帯 数	定数
400 世帯未満の町内会・自治会	1 人
400 世帯以上 800 世帯未満の町内会・自治会	2 人
800 世帯以上の町内会・自治会	3 人

付 則

この細則は、平成 23 年 12 月 17 日から施行する。

この細則は、平成 24 年 6 月 9 日から施行する。

この細則は、平成 25 年 5 月 11 日から施行する。

この細則は、平成 26 年 4 月 26 日から施行する。

この細則は、平成 27 年 4 月 11 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。